

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

実践に根ざしたグローバルな正義
——「政治」理論としてのグローバル正義論に向けて

氏 名

山田 祥子

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、グローバル正義論における実践依存アプローチの既存の二つの潮流を批判的に検討し、第三の「集合的主体による実践」に根ざしたアプローチの必要性を主張することにある。

グローバル正義論は、世界的な貧困や格差という現実の不正義への関心と、ジョン・ロールズ以降の政治哲学における正義論や平等論の知見とが絡み合って誕生した。これまでグローバル正義論は、コスモポリタニズム対国家主義という、もっぱら正義の「範囲」についての論争として展開してきたと言ってよい。しかしながら、近年、この論争は袋小路に陥っているとしばしば指摘される。そのため、両者の中道を行くような「第三の波」として位置づけられる研究が登場している。これらの研究が共有している特徴として、正義の「根拠」に関して、「関係主義／非関係主義」という区別を行っていることが指摘できる。関係主義において、正義は「何らかの実践によって媒介された関係」によって根拠づけられるものとして理解されているのに対し、非関係主義においては、正義はそうした関係の有無に左右されないものとして理解されている。

関係主義は、敷衍すると、「正義の原理が何らかの事実に依存する」と主張する立場

である。これは、正義の原理の定式化や正当化において「現実」、すなわち政治理論家が前提とする事実が、一定の役割を果たすことを意味するが、より多くの「現実」を考慮に入れた議論は保守的で、規範理論として失格であると判断するのは早計である。なぜなら、そのような理論においては、原理の抽象度や要求の厳しさが緩和され、実際の人々の行動を促しやすいという利点も考えられるからである。本論文も、以上のような認識を共有し、「第三の波」の研究として位置づけられる関係主義的なグローバル正義論を展開しようとするものである。

このようにグローバル正義論において正義と「現実」の関係性が強く意識されるようになったことを端的に示すのが、正義を構想する際に「実践の解釈」という方法を取り入れるべきだという主張がなされていることである。彼らは、広くは関係主義の理論家であるが、この方法論的特徴から、「実践依存アプローチ」の論者として扱われている。本論文は、この実践依存アプローチを検討対象とする。

実践依存アプローチには、現在二つの潮流が存在する。一つは、アンドレア・サンジョヴァンニやアーロン・ジェームスをはじめとする制度主義である。もう一つは、デイヴィッド・ミラーやマイケル・ウォルツァーに代表される文化慣習主義である。したがって現在のところ、実践依存アプローチは、実践を「制度」と見なす制度主義と、「文化」と見なす文化慣習主義という二大陣営の様相を呈している。

これらの「第一世代」の議論を批判的に継承し、「実践」の意味を問い直し、異なるアプローチを提唱しようとするのが、「第二世代」の研究である。本論文もこれらと同様の関心を持つものであるが、既存の研究は大きく分けて二つの問題点を抱えていると考える。第一に、既存の研究は、言語や体系的な支配といったものを実践と捉えているが、これらとは区別される「主体」という視点を欠いている。すなわち、言語という実践を支えるはずの文化を構築したり、構造の変革を志向したりする「主体による実践」という視点が抜け落ちてしまっている。第二に、既存の第二世代の研究は、

制度主義の検討とその克服に傾斜しており、文化慣習主義の議論を十分に踏まえたものとなっていない。文化慣習主義には、制度主義において希薄である、ナショナルリティを形成したり財の社会的意味を解釈したりする「集合的主体」という契機が存在する。こうした集合的主体による行為を実践の一つと見なす本論文の立場からは、制度主義だけでなく文化慣習主義も含めた、実践依存アプローチのより包括的な批判的検討を行う必要があることを指摘できる。

また、本論文は、より広く関係主義的な理論として位置づけられるものだが、既存の関係主義の理論は、次のような問題点を有している。すなわち、これらの研究では、共有されたシティズンシップや、貿易システムなどの制度や秩序が正義の義務発生の根拠となる「関係」として捉えられているが、同様に現に国際社会に存在し、制度に働きかけている NGO や社会運動といったインフォーマルな主体やそれらが織り成すネットワークを「関係」として捉える視点が欠如しているのである。

以上のような研究状況を踏まえ、本論文は以下の二つの主張を行う。第一に、既存の制度主義と文化慣習主義に加えて、集合的主体による実践を実践依存アプローチの第三の潮流として位置づけるべきことを主張する。実践を制度と文化のみに還元してしまうのは狭隘であり、社会運動などの集合的な主体による行為も実践として捉えられなければならない。第二に、この第三のアプローチが、正義というものの性質に変化をもたらすことを主張する。正義が実践に従事している多様な主体によって構成されるものとなる時、それは哲学者による独占物であることをやめる。正義が民主主義との相互作用の下に置かれることで、「政治」を踏まえた「政治」理論としてのグローバル正義論が立ち現れてくるだろう。

以上の主張を行う本論文は、次のような学術的意義を有する。第一に、実践概念を見直すことにより、実践依存アプローチが持ち得る射程を拡張したことである。第二に、これまでのグローバル正義論において希薄であった「主体」という視点を導入し、

それが語られ得るフィールドを創出したことである。第三に、政治学の一分野である政治理論に対する貢献を行ったことである。具体的には、本論文は、近年の「政治理論の実践的転回」の意味を問い直し、深化することに寄与するものである。最後に、これまでグローバル正義論との対話があまりなされてこなかった、実証的な研究、民主主義論、国際政治学等の分野との接合可能性を示すものである。

本論文は全四部から成り、各章の概要は以下のとおりである。

第一部では、本論文が実践依存アプローチに焦点を当てる理由と、同アプローチが生じてきた背景や概要を述べる。序論では、グローバル正義論について簡単な概説を行ったうえで、本論文の検討対象が実践依存アプローチであることを述べる。さらに、これまでの研究状況を整理し、本論文の課題を明確化する。第一章では、実践依存アプローチを素描し、それが「現実」に接近する理論であることを示す。実践依存アプローチは、非関係主義的なコスモポリタニズムと対置される関係主義から派生した立場であり、世界の経験的な事実を参照するという点で「現実」に接近している。このアプローチは制度主義と文化慣習主義という二つの潮流から成るが、その特徴は、正義原理の導出にあたって「実践の解釈」を行うという、方法論に見出すことができる。以上のような特徴をもつ実践依存アプローチが提唱されるに至った哲学的背景には、ロールズ理論の再解釈があり、これによれば、ロールズは『正義論』の段階から一貫して「既存の社会的実践から出発する」という単一の抽象的な「構成的」方法に従っていた。

第二部では、制度主義を検討する。まず第二章では、サンジョヴァンニがどのような「現実」を考慮に入れて理論を構築しているかを明らかにし、その限界点を探る。まず、彼の「互惠性に基づく正義」の特徴を、「強制性に基づく正義」との比較から浮かび上がらせ、彼が「制度的事実」を所与としていることを明らかにする。次に、サンジョヴァンニが制度を重要なものと見なす背景に政治的リアリズム的な「政治」観

が存在することを指摘する。そのうえで、「政治」を「道徳」に優先させる試みの一貫性を検討し、さらに彼における「政治」が、制度変容をもたらす主体を欠いているという点で狭隘であることを論じる。続く第三章では、ジェームスの議論において考慮されている「現実」の意味と、その理由を批判的に検討する。まず、ジェームスが、グローバルな正義の主題を、グローバルな基本構造という包括的なものではなく、諸国家が所得を増大させるために参画する国際的な社会的実践から成るものとして捉えていることを明らかにする。次に、彼がこのような捉え方をする背景に、主体が他者の行動に関して不確実性を有するという、人間主体についての想定があることを述べる。そして、以上のような「現実」を想定するジェームスは、「プラグマティック・リアリズム」という立場にコミットしていることを指摘する。そのうえで、この立場を実行可能性概念等を参照しながら考察し、それが認知的限界を強調することによって主体の能動性を低く見積もる非「現実」的な議論となっていることを主張する。さらに、プラグマティック・リアリズムが含意するコストの概念の道徳性を指摘する。

第三部では、文化慣習主義を検討する。第四章では、ミラーとウォルツァーの国内正義論および（反）グローバル正義論がどのような意味で文化的なものに依存しているかを明らかにし、その意義と限界を指摘する。ミラーの国内正義論は、文脈主義という方法を採用し、ナショナリティを正義にとって重要な背景をなすものと見なしている。ウォルツァーは、財の分配の基準が当該財の社会的意味に依拠し、政治的共同体こそがそうした意味が共有される場であると考えた。以上の国内正義に関する見方は、両者の（反）グローバル正義論にも引き継がれる。すなわち、ミラーにおいては、正義の文脈を無視するグローバルな平等主義が批判され、ネーションを基本的な単位とした国際正義論が展開される。また、ウォルツァーも包括的なグローバルな正義というアイデアを批判する。こうした文化慣習主義の立場は、しばしば過度に保守的であると批判されてきたが、本論文は、両者の議論には文化や意味を形成する存在とし

での「主体」という視点が存在し、それらが一定程度批判や変容に開かれたものであることを指摘する。しかし、そうした主体が共同体という枠によって限界づけられている限り、批判的営為は限定的なものとならざるを得ないこともまた主張する。

第四部では、実践依存アプローチの第三の潮流として集合的主体による実践に根ざした正義を提示し、その含意を探る。まず第五章では、これまでのグローバル正義論における主体の「語られ方」を批判的に検討する。主体の問題がこれまでのグローバル正義論において主な焦点となつてこなかった理由をコスモポリタニズムという思想がもつ歴史的・理論的背景から考察し、その中でもいち早く主体の問題に言及したオノラ・オニールの議論から、義務を負う存在としての主体とグローバルな正義を実践的なものとしていく主体という二つの主体の側面を析出する。そして、前者の主体論を展開する論者としてトマス・ポッグを取り上げ、彼の議論が貧しい人々を含む多様な主体が正義の形成に関わっていく可能性を覆い隠してしまうことを指摘する。第六章では、正義の形成に関わる集合的主体論を展開する。まず、グローバルな正義の実行可能性を高める存在としての主体像を提起するレア・イピの議論を扱い、そこにおいて主体性が抑制されてしまっていることを指摘する。次に、正義を形成する主体論を全面的に展開するジョン・ドライゼクらの議論を概観し、これらが実践依存アプローチの第三の潮流として位置づけられることを主張する。そのうえで、こうした主体中心的な正義論は「正義」論たり得ないのではないかという批判に対し、正義と民主主義の相互連関性という視点から応答する。

結論において、本論文のまとめ、意義、および今後の課題について述べる。